

少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元
をはかるための政府予算に関する意見書

子供たちへの教育は、社会の将来を担い、その基盤づくりにつながるこ
とから極めて重要であり、その学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出
から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。

このような中、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に
関する法律の改正に伴い、平成 23 年度より小学校 1 年生の学級編制の標
準が 35 人に引き下げられたが、国は、今後の少人数学級の推進について、
教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方全般について検討するとし
ており、平成 25 年度においては、諸般の教育課題に対応するため加配定
数増を行う一方で、少子化による児童生徒数の減少を踏まえ、既存の加配
定数について必要な合理化を図るとしている。

しかしながら、昨今の学校は、障がいのある子供たちや日本語指導など
を必要とする子供たちへの対応等とともに、いじめや不登校の生徒指導面
における課題が深刻化し、更には新学習指導要領の実施により、授業時数
や指導内容が増加している。そこで、一人ひとりの子供に対してきめ細か
な対応を行うためには、計画的な定数改善を行うことが重要である。

また、GDP に占める教育費の割合は、OECD 加盟国で日本は最下位
となっており、更には三位一体改革により、義務教育費の国負担割合が引
き下げられたことが、地方自治体の財政を圧迫し非正規雇用教員の増加を
もたらしている。このことは、一定水準の教育を受ける機会均等の確保が
困難となる状況を引き起こしかねないと憂慮するものである。

よって、国におかれては、次の事項の実現に特段の配慮をされるよう強
く要望する。

- 1 きめの細かい教育の実現のために、少人数学級を推進すること。具体
的学級規模は、OECD 諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、3
0 人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担
制度の堅持とともに国負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 26 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

あて

小田原市議会